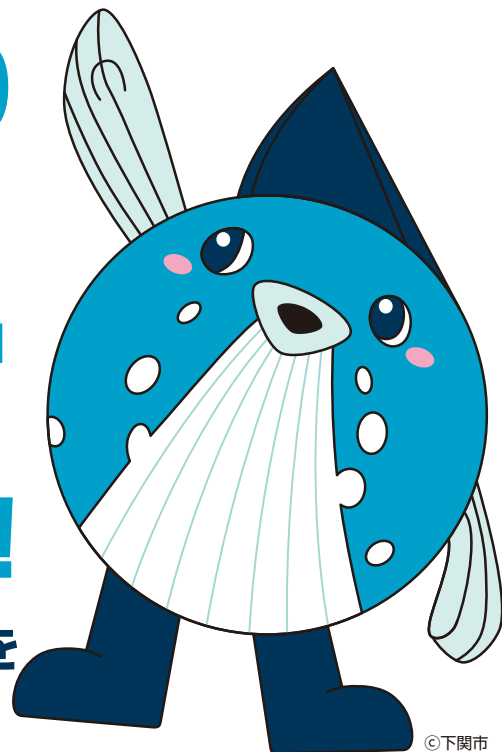


中小企業者等のみなさまへ

# 事業所の照明設備の LED化更新に 補助制度があります！



©下関市

下関市では、市内の事業所の既存照明設備を  
LED照明設備に更新する際の

**設備費・工事費の2分の1 (上限50万円) を補助します。**

※補助金の交付には条件があります。

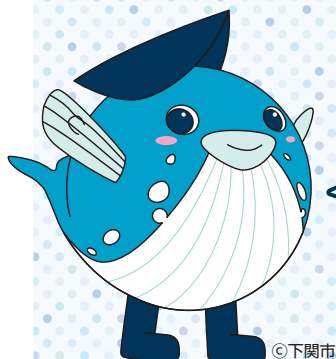
申請受付開始

令和6年 7月1日～

※予算額に達し次第、受付を締め切ります。

補助対象の内容

中小企業者等が市内の事業所において蛍光灯又は水銀灯などの既存の照明設備(LED照明設備を除く)をLED照明設備に更新する事業が補助対象となります。電球だけを取り替えるものや照明スタンドなどの持ち運びが可能な照明の更新、また、交付決定通知前の補助対象事業の着手(発注・契約)については、補助対象となりませんのでご注意ください。



©下関市

申請方法など、詳しくは  
下関市ホームページを  
ご確認ください。



<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/53/108715.html>

お問い合わせ先

下関市環境部環境政策課 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号  
tel.083-252-7115 (受付時間：平日9時～17時)

# 下関市中小企業者等LED照明設備導入促進補助金について

この補助金は、昨今の急激な原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響を緩和するため、既存の照明設備をLED照明設備に更新することによりエネルギー利用の合理化促進を図り、もって中小企業者等の省エネの取組を支援するとともに、本市の二酸化炭素排出量の削減を推進することを目的としています。

## 補助金額

補助率	上限額	下限額
2分の1	50万円	20万円

\*補助対象経費(税抜)が40万円以上であることが必要です。

\*補助金額は1,000円未満切捨て

## 補助対象経費

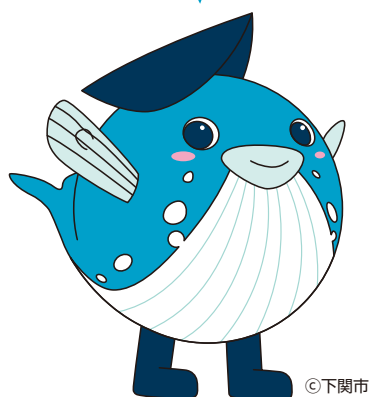
設備費	LED照明設備本体(電源ユニット、ソケット、落下防止部品などの付帯設備を含む)の購入に要する費用
工事費	・LED照明設備の運搬(配送)に係る費用 ・LED照明設備の設置及び設置に必要な配線等の工事に係る費用 ・既存の照明設備の撤去に要する費用

\*消費税及び地方消費税相当額は含みません。

\*市内施工業者が行うもののみが対象となります。

\*工事費のみでの申請はできません。

詳しくは  
下関市ホームページを  
ご確認ください。



©下関市

## 補助金交付対象者

下関市内に事業所(個人事業主にあつては、下関市内に住所及び主たる事業所)を置く中小企業者等(※1)であつて、申請時点で1年以上前から市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思のある方。申請時に「下関市環境配慮行動優良事業者(※2)」として下関市から認定されている、又は認定申請中であり、事業完了報告までに下関市から認定されている方であればなりません。

### ●中小企業者等とは(※1)

資本金の額又は常時使用する従業員数が下表に定める規模の者(会社以外の法人は、業種にかかわらず常時使用する従業員数が300人以下である者。)

- 会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、土業法人)
- 個人事業主
- 事業協同組合
- 企業組合
- 協業組合
- 一般社団法人
- 一般財団法人
- 医療法人
- 社会福祉法人
- 農事組合法人(協同組合等に該当するものを除く。)
- 法人税上の収益事業(法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する34事業)を行う特定非営利活動法人、公益社団法人、公益財団法人、学校法人

主たる事業の業種	中小企業者等	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種(以下の3業種を除く)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

### ●下関市環境配慮行動優良事業者とは(※2)

地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制など環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる事業者として、下関市から認定を受けた事業者のことです。

詳しくは下関市ホームページをご確認ください。

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/53/59821.html>

お問い合わせ先

下関市環境部環境政策課

tel.083-252-7115 (受付時間：平日9時～17時)